

## 会則(サンプル)

\*ここに例示された条項は会則としての最低必要事項と考えて下さい。必要に応じて増やして下さい。また、条文の記述内容は、団体にあったもの、団体で決めたものに加筆修正して下さい。

(あいちモリコロ基金相談センター)

## の会 会則

(名称)

第1条 この会は、「                      の会」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、愛知県        市        町        におく。

(目的)

第3条 この会は、(活動により利益を受ける対象者・地域)に対して、(主要な事業)に関する事業を行い、(事業を実施することにより改善・解決される事項)に係る問題の改善や解決をはかり、(法人等の最終目標等を具体的に記載)を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)                      の事業
- (2)                      の事業
- (3) その他この会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、正会員、賛助会員、協力会員とする。

2 その会費及び資格は総会が定める。

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は会長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任

- (4) 本会の解散、合併に関する事項
  - (5) 会員の除名に関する事項
  - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
- 4 役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。
  - 5 役員会は役員の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(役員)

第 7 条 この会に次の役員をおく。

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 会長（1名）   | 会長は本会を統括し代表する。                   |
| 副会長（若干名） | 副会長は会長を補佐する。                     |
| 幹事長（1名）  | 総会、理事会の決定に基づき、事業執行や管理業務について総括する。 |
| 監事（1名以上） | 監事は役員職務執行を監査する。                  |

- 2 役員は総会で選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。
- 3 会長、副会長、幹事長、をもって役員会を構成する。
- 4 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、総会を招集できる。

(事業年度)

第 8 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 9 条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(会則の改正)

第 10 条 会則の改正は総会において正会員の 2/3 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 11 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第 12 条 この会則は、 年 月 日から施行する。